

浄化槽設置整備事業 補助金交付申請の手引き

令和7年4月

光市 環境市民部 環境政策課

連絡先

Tel0833-72-1466

1 補助対象区域

下水道法（昭和 33 年法律第 79 号）第 4 条第 1 項に規定する事業計画の認可区域以外の区域とする。

ただし、下水道事業認可区域内であっても下記の条件にあてはまる場合については補助の対象区域とする。

- ・河川法（昭和 39 年法律第 167 号）第 6 条第 1 項に規定する河川区域であって河川管理者の許可が得られない区域
- ・私道の使用の承諾が得られない区域
- ・低地等の地理的条件又は他の事業との関連により下水道の整備が困難な区域
- ・下水道の整備において費用対効果が見込まれない区域
- ・下水道の整備が当面見込まれない区域

2 補助対象浄化槽

補助対象地域において^{*}専用住宅に設置する処理対象人員 10 人以下の浄化槽であり、この事業における国庫補助指針に適合するものであること。

*専用住宅とは、自らの居住を目的とした住宅（延べ床面積の 2 分の 1 以上を居住の用に供する兼用住宅を含む）をいう。

- ・（単独）処理浄化槽や汲み取り便槽から浄化槽への転換
 - ・（単独）処理浄化槽や汲み取り便槽を有する専用住宅に居住する方が、専用住宅の建て替えに伴う浄化槽等の設置及び、他の市町村から転入して専用住宅の新築に伴う浄化槽等の設置
 - ・災害に伴い必要となった専用住宅の建て替えに伴う浄化槽等の設置
- ただし、専用住宅のり災証明書及び浄化槽の被災証明書の提出が必要

処理対象人員算定（JIS A 3302-2000）

延 べ 床 面 積 が 1 3 0 m ² 以 下 の も の	5 人 槽
延 べ 床 面 積 が 1 3 0 m ² を 超 え る も の	7 人 槽
二 世 帯 住 宅	10 人 槽

※ただし、既存住宅が広い住宅であっても、少人数など一定の条件を満たせば人槽算定について 7 人槽を 5 人槽に低減することができます。

詳しくは、周南土木建築事務所 建築住宅課へお問合せください。

3 工事

浄化槽工事の資格を有する業者が、浄化槽設備士（昭和 62 年以前の免状取得者については、小規模合併処理浄化槽施工技術特別講習終了者）の監督の下に工事すること。

4 浄化槽機能保証登録制度

（処理対象人員が 10 人以下の浄化槽が対象）

（1）目的

国の浄化槽整備事業により設置される浄化槽について、その機能に異常がある場合に、全国浄化槽団体連合会（全浄連）と山口県浄化槽協会が機能の正常化のために必要な措置を講ずる制度を設けることにより、浄化槽に対する国民の信頼を確保する。

（2）実施主体

全浄連及びその会員である山口県浄化槽協会

（3）保証対象浄化槽

全国合併処理浄化槽普及促進市町村協議会（全浄協）の登録浄化槽
（国庫補助指針適合）

（4）保証登録のしくみ

浄化槽工事業者の申請に基づき、全浄連が行う。（保証登録申請書の提出と登録料の払込により、保証登録証が交付される。）

申請場所 周南市毛利町 2-38（周南健康福祉センター内）
山口県浄化槽協会周南検査支部
TEL0834-32-7455

5 その他

- （1）申請者の署名は自署をお願いします。（押印は不要です。）
- （2）提出書類は全て A 判で統一してください。
- （3）その他不明なことは、事前に環境政策課までご相談下さい。

6 申請書類提出窓口

〒743-8501 光市中央六丁目 1 番 1 号
光市 環境市民部 環境政策課 環境保全係
TEL0833-72-1466

光市浄化槽設置整備事業補助金の補助額について

区 分	人 槽	補助金額(円)
・ 浄化槽	5人槽	332,000
	7人槽	414,000
	10人槽	548,000
・ 窒素又はりん除去能力を有する高度処理型の浄化槽 ・ 窒素又はりん除去能力を有する高度処理型の変則浄化槽	5人槽	360,000
	7人槽	462,000
	10人槽	585,000
・ 高度窒素除去能力を有する高度処理型の浄化槽 ・ 高度窒素除去能力を有する高度処理型の変則浄化槽	5人槽	474,000
	7人槽	570,000
	10人槽	723,000
・ 窒素及びりん除去能力を有する高度処理型の浄化槽 ・ 窒素及びりん除去能力を有する高度処理型の変則浄化槽	5人槽	528,000
	7人槽	693,000
	10人槽	963,000
・ BOD除去能力に関する高度処理型の浄化槽 ・ BOD除去能力に関する高度処理型の変則浄化槽	5人槽	489,000
	7人槽	654,000
	10人槽	903,000

浄化槽設置補助金申請の流れ

建築確認申請
浄化槽設置届

- 建築確認申請 周南土木建築事務所に届出
or
○ 浄化槽設置届 周南健康福祉センターに届出
(建築確認申請を必要としない設置の場合)

※申請者の署名欄は全て自署をお願いします。

補助金交付申請

※光市 現地事前調査

審査

(第7条)

【補助金交付申請書】(様式第1号) 工事着手20日以上前に提出

- (1) 建築確認申請書(し尿浄化槽調書)の写し及び確認済証の写し
浄化槽設置届の写し及び受理書の写し
- (2) 設置場所の位置図、建物の配置図、排水配管概算平面図
- (3) 工事請負契約書の写し及び見積書の写し
- (4) 型式認定シートの写し(適合認定書、型式認定書、大臣認定書、適合図)
- (5) 登録証の写し及び登録浄化槽管理票(C票)
- (6) 浄化槽設置業者の県登録の写し
- (7) 浄化槽設備士免状の写し(及び講習修了証書の写し)
- (8) 保証登録証(機能保証制度)
- (9) 市町村税の完納証明書(住所地及び光市・3か月以内の発行日)
- (10) 住宅が借家の場合、賃貸人の承諾書
- (11) 誓約書

光市から通知書を送付します。

(第8条) 【交付決定】 補助金交付決定通知書(様式第2号)

※工期は補助金交付申請書の完工予定日等で発行します。

【不交付決定】 補助金不交付決定通知書(様式第3号)

交付決定通知

浄化槽整備工事

工事は交付決定通知がされてから着手すること。

別紙「浄化槽工事写真の撮り方(例)」に示す写真は必ず忘れずに撮影をお願いします。(後撮り不可のため気を付けてください)

**※光市 現地中間検査
(掘削当日検査)**

(第9条)

変更確認申請書(様式第4号) 工期の延長・浄化槽の変更など

【変更交付決定】 光市から通知書を送付します。

変更承認申請

実績報告書

(第10条) 交付決定 又は 変更決定 の発送日等を記入してください。

【実績報告書】(様式第5号) 工事完了後30日以内 又は 当該年度3月5日(木)のいずれか早い日までに提出。

※光市 現地完成検査

- (1) 保守点検業者及び清掃業者との業務委託契約書の写し
- (2) 浄化槽法定検査依頼書の写し((財)山口県浄化槽協会)
- (3) 工事代金の領収書の写し
- (4) 工事の着工前・各工程・完成後・一連の工事写真(別紙参照)
- (5) チェックリスト表(チェックは「○」をお願いします。)
- (6) 排水配管系統図(精算平面図・縦断面図)
- (7) 世帯全員の住民票(申請時と違う場合)※詳しくは5ページ参照

完成審査

(第11条)

【確定通知書】 光市から通知書を送付します。

補助金交付額確定通知書(様式第6号)

補助金交付額確定通知

(第12条) 確定通知の発送日等を記入してください。

補助金交付請求書(様式第7号)

補助金交付請求

補助金交付

注意事項

申請者の署名は全て自署をお願いします。(押印は不要です。)

補助金交付申請書【様式第1号(第7条関係)】

設置場所は、地番(登記簿上の番号)で記入願います。

(住居表示とは異なります。)

【例】

光市××〇丁目〇番〇号
光市××〇丁目△△△△番□□

住居表示
地 番

実績報告書【様式第5号(第10条関係)】 ※詳細は次ページ参照

補助金交付決定通知書の日付、文書番号を記入してください。

「 令和 年 月 日付け指令光環政第 号で交付決定の通知を受けた浄化槽
設置整備事業が完了したので、下記のとおり報告します。 」

補助金交付請求書【様式第7号(第12条関係)】

補助金交付額確定通知書の日付、文書番号を記入してください。

「 令和 年 月 日付け光環政第 号で額の確定があった浄化槽設置整備
事業補助金を、上記のとおり請求します。 」

※ 補助金交付決定通知書・補助金交付額確定通知書は申請者に送付します。

その他の注意事項

申請時の住所と、浄化槽設置場所が異なる場合は、請求時に住民票(世帯全員)の添付が必要です。

※住民票の添付が困難な場合は、申立書の提出をお願いします。

その場合、申請者が住所を移した時点で速やかに住民票(世帯全員)を提出してください。

見積書について(以下の項目が必要)

- ・浄化槽本体費
- ・浄化槽設置工事費(流入、放流に係る管きょ及びますに係る費用を除く)
- ・宅内配管工事費
- ・(単独)浄化槽撤去費(撤去に必要な工事費)
- ・汲み取り便槽撤去費(撤去に必要な工事費)
- ・諸経費等

実績報告書添付書類について

1 一連の工事写真について

工事写真は、別紙「浄化槽工事写真の撮り方(例)」に従って撮影し、提出してください。

また、床掘完了の時点で中間検査を行いますので、掘削が完了する一週間前までに環境政策課に掘削日時をお知らせください。

2 配管系統図(精算平面図・縦断面図)の提出を、必ずお願いします。

(平面図については、当初と変更がない場合にも必要です。)

3 誓約書は必ず内容をご確認のうえ、自署で署名してください。 (押印不要)

内容に違反した場合には補助金を返還いただくようになります。

4 一連の書類を提出の上、完成検査を受けてください。

完成検査日が実績報告書の受付日となりますので、提出期限にご注意ください。

また、完成検査時には浄化槽設備士が立ち会いの上、浄化槽と全てのマスの蓋を開けておいてください。

設置工事の注意点について

1. 浄化槽工事の施工

浄化槽法(昭和 58 年法律第 43 号)第6条により浄化槽工事は、浄化槽工事の技術上の基準に従って行わなければならない。

2. 浄化槽工事の技術上の基準

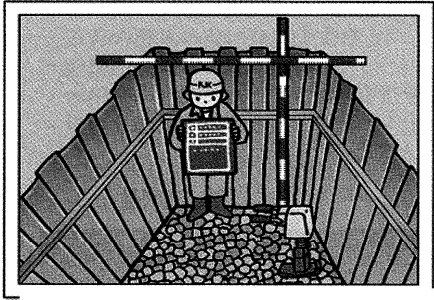
- (1) 浄化槽工事用の図面及び仕様書に基づいて行うこと。
- (2) 浄化槽法第4条第2項に規定する浄化槽の構造基準に適合するように行うこと。
- (3) 浄化槽に損傷が生じないように行なうこと。
- (4) 工事開始に当たっては、浄化槽の設置位置、放流先等現場の状況を十分把握し、適切な施工に努めること。
- (5) 根切り工事、山留め工事等は次に定めるところにより行うこと。
 - ① 建築物その他の工作物に近接して行う場合においては、あらかじめ、当該工作物の傾斜、倒壊等を防止するために必要な措置を講ずること。
 - ② 地下に埋設されたガス管、ケーブル、水道管等を損壊しないように行うこと。
 - ③ 根切り工事を行う場合においては、当該根切り工事の深さ並びに地層及び地下水の状況に応じて、あらかじめ、山留めの設置等地盤の崩壊を防止するために必要な措置を講ずること。
 - ④ 埋戻しを行う場合においては、浄化槽内に異物が入らないように行うとともに、十分な締固めを行うこと。
 - ⑤ 浄化槽法13条第1項又は第2項の認定を受けた浄化槽の埋戻しは、浄化槽の水平を確認しつつ行うこと。
- (6) 基礎工事は、地盤の状況に応じて、基礎の沈下又は変形が生じないように行うこと。
- (7) 基礎の状況等に関する記録を作成すること。
- (8) コンクリートの打込みは、仕上りが均質で密実になるように行い、かつ、所要の強度になるまで適切に養生すること。
- (9) 地下水等の状況に応じて、浄化槽の浮き上がりを防止するために必要な措置を講ずること。
- (10) 沈殿室又は沈殿槽のホッパーの表面は、必要に応じて、沈殿作用に支障が生じることのないように仕上げを行うこと。
- (11) 接触材、ばっ気装置等を浄化槽に固定する場合においては、ばっ気、かくはん流、振動等によりその機能に支障が生じることのないように行うこと。
- (12) 越流ぜきの調整が必要な場合においては、越流水量が均等になるように調整す

ること。

- (13) 浄化槽内において配管が貫通する部分は、必要に応じて、仕上げを行うこと。
- (14) 電気設備については、接地等が適切に行われ、安全上及び機能上の支障がないことを確認すること。
- (15) ポンプ、送風機等の機器が正常に作動することを確認すること。
- (16) 工事現場における浄化槽工事に使用する材料及び機器の保管は、品質及び性能に支障が生じないように行うこと、
- (17) 工事現場における地盤の崩壊、資材の倒壊等による危害を防止するために必要な措置を講ずること。

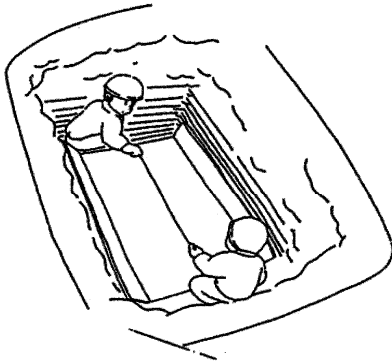
基礎工事に際しての留意事項

- ◇必要に応じて安全対策措置を施す(土留工、昇降機器等)
- ◇床掘削作業(床付)以降はスタッフ等を用いて基準高での管理を行う
- ◇基礎コンクリートは適正な配筋を行い、スペーサー等を用いてかぶり厚を確保する



(1) 割栗石地業

地盤を強固にするため割栗石（基礎に使う碎石）を敷いて、突き固める。次に、割栗石のすき間に砂利を敷き詰め、さらに突き固める。



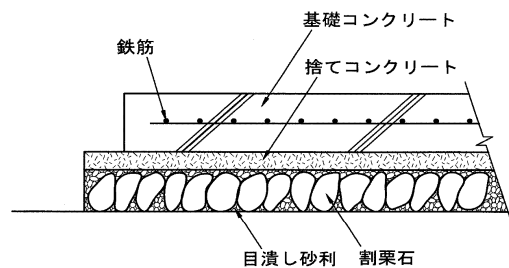
(2) 捨てコンクリート

墨出し（通り芯、型枠の位置、浮上防止金具の取付位置などを表示する）や掘り過ぎた高さの調節を行うため、コンクリートを打ち、その後適切な養生を行い、この段階でしっかり水平を出す。



(3) 鉄筋コンクリート

浄化槽本体を水平に設置できるように、また、上部の荷重を地盤に伝えるために基礎コンクリートを打ち、その後適切な養生を行う。



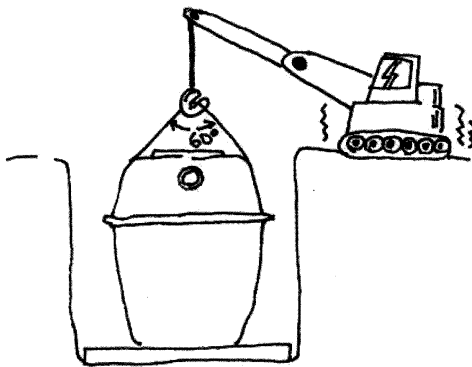
種 別		50 人以下
割 栗 石 等		100 mm 以上
捨てコンクリート		50mm 以上
基礎コンクリート	コンクリート厚さ	150(100)mm 以上
	配 筋	D-10-200@ (シングル)

※「浄化槽の設計・施工上の運用指針 2002 年版（国土交通省住宅局建築指導課・日本建築行政会議編集）」より抜粋

浄化槽設置に際しての留意事項

- ◇コンクリートを打設後に直ぐに浄化槽を設置することのないようにする
- ◇埋戻しは、ダストではなく砂を使用する
- ◇土質状態に適応した埋戻砂の転圧を行う(水締めと突固めを行う)
- ◇マンホール蓋の嵩上げは、30cm以内とする。30cm以上になる場合は、ピット構造にする

- ・コンクリートが十分養生されているか確認する。
- ・コンクリート面は、水平がとれ凹凸はないか確認する。
- ・湧水がある場合は、浮上防止工事を行う。
- ・基礎コンクリートの上に通り芯、本体の位置などの墨出しを行う。
- ・基礎コンクリート上の小石や異物を除去しておく。
- ・槽を吊り上げるときは、必ず4点吊り、吊り角は60°以下とする。
- ・据付け時に長手方向・短辺方向とも水平を出す。
- ・据付け後、流入管、放流管の出来上がり高さの最終確認を行う。



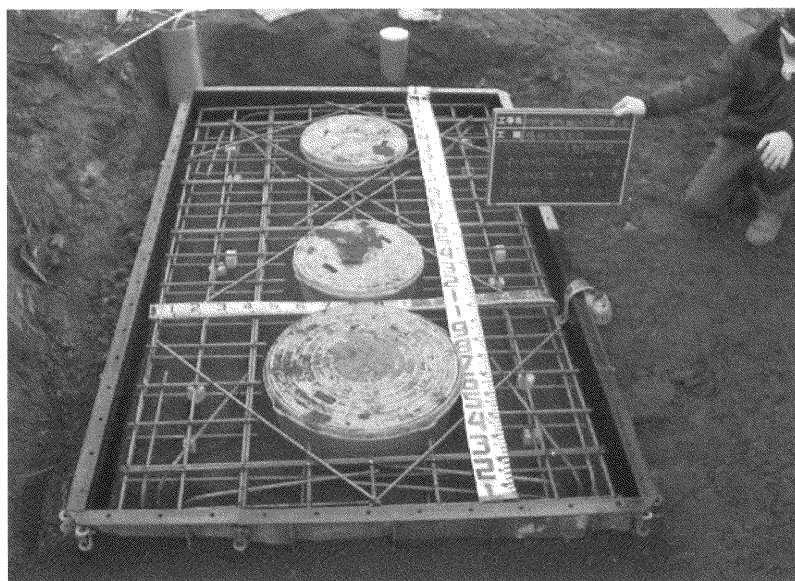
配管工事に際しての留意事項

- ◇配管勾配は基本100分の1(管径100mmの場合)とする
- ◇ますは全てインバートますとする
- ◇起点、屈曲点、合流点には、ますを設置する
- ◇直線部分には、管内径の120倍を超えない範囲にますを設置する
- ◇浄化槽に放流ポンプを設けた場合、空気の逃がしがたいため浄化槽の臭突工事を行うがやむを得ず臭突管を立てられない場合は放流ポンプ槽から通気管工事を行う
- ◇ポンプ排水管は、VP管を使用する
- ◇放流先が側溝の場合は余裕高さを考慮する

上部スラブ工事に際しての留意事項

- ◇上部コンクリートは、雨水等の浸入防止のために地盤面より3cm程度高くする
- ◇配筋は、異形鉄筋10mmを200mm間隔(シングル)で組み立て、必ずスペーサーを設置し、マンホール開口部に補強筋を施す(写真のようにする)
- ◇型枠、配筋及びコンクリート打設は基礎コンクリートに準じる

<上部コンクリートの配筋例>



◇上部コンクリートの鉄筋部分が地山の肩に掛るように施工する

＜上部コンクリートの仕上げ例＞

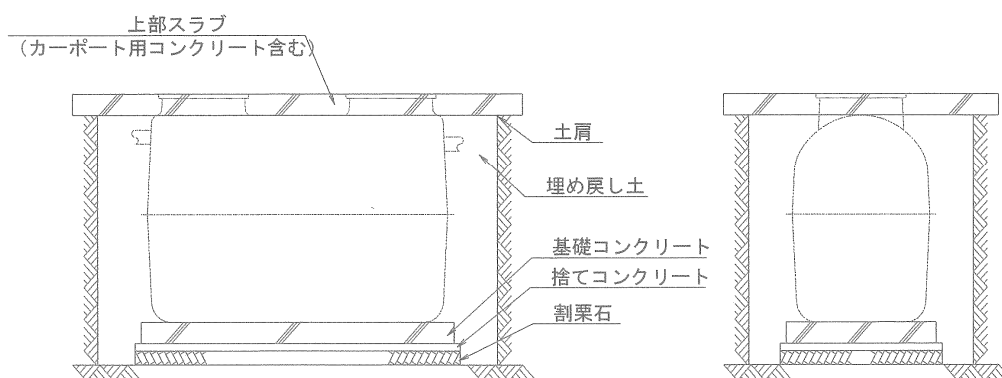


その他

◇支柱工事が不要の浄化槽(支柱レス浄化槽)でも、不特定の車輛が乗り入れ可能な場所に浄化槽が設置されるときは、支柱を設ける

○支柱を省略できる場合

支柱工事無しで駐車場(車両総重量2.0 t以下)の下に設置ができる強度評定を取得している浄化槽の場合は支柱を省略(支柱レス工事)することができる。



支柱レス工事の例

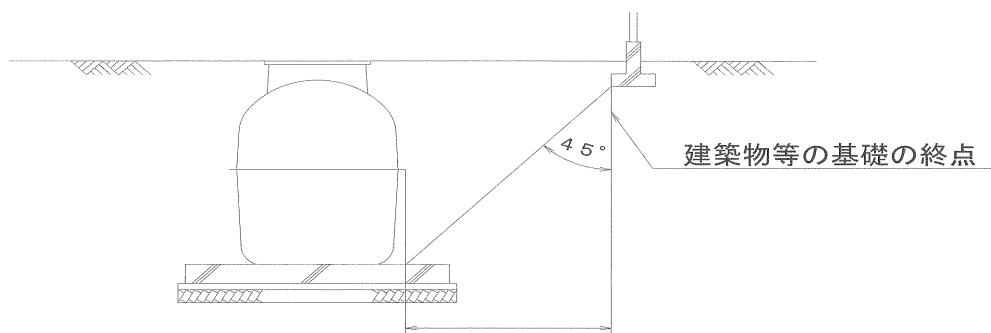
※支柱レス工事を行う際は、対象となる車両(車両総重量2.0 t以下)と保証内容を十分に説明し、理解を得る。

※必ず基礎コンクリート・上部スラブを打設する。

※上部スラブの鉄筋は土肩に指定する寸法以上かかる大きさとして、マンホール補強筋を必ず入れる。

※浄化槽の上部スラブとカーポート用コンクリートは、40 d (40 cm) 以上鉄筋継ぎ手を結束して一体に打設する。

※深埋めとなる場合は、かさ上げ枠に直接荷重がかからないように施工する。



この範囲には浄化槽を設置しないことが望ましい。

○光市浄化槽設置整備事業補助金交付要綱

平成16年10月4日

告示第96号

(趣旨)

第1条 この告示は、生活排水による公共用水域の水質汚濁を防止するため、市が交付する浄化槽設置整備事業補助金の補助対象、補助金額その他に関し必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この告示において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

(1) 浄化槽 浄化槽法（昭和58年法律第43号。以下「法」という。）

第2条第1号に規定するものであって、第4条第1項の規定による構造基準に適合し、かつ、生物化学的酸素要求量（以下「BOD」という。）除去率90パーセント以上、放流水のBOD1リットル当たり20ミリグラム（日間平均値）以下の機能を有するものをいう。

(2) 変則浄化槽 既設のし尿のみを処理する浄化槽（以下「前置浄化槽」という。）並びに生活雑排水及び前置浄化槽からの排水を併せて処理する装置（後置浄化槽）を組み合わせたものであって、建築基準法（昭和25年法律第201号）第31条第2項の規定に基づく国土交通大臣の認定を受けたものをいう。

(3) 高度処理型の浄化槽又は変則浄化槽

ア 窒素又はりん除去能力を有する高度処理型の浄化槽又は変則浄化槽

放流水の総窒素濃度が1リットル当たり20ミリグラム以下又は総りん濃度が1リットル当たり1ミリグラム以下の機能を有するものをいう。

イ 高度窒素除去能力を有する高度処理型の浄化槽又は変則浄化槽 放流水の総窒素濃度が1リットル当たり10ミリグラム以下の機能を有するものをいう。

ウ 窒素及びりん除去能力を有する高度処理型の浄化槽又は変則浄化槽
放流水の総窒素濃度が1リットル当たり20ミリグラム以下及び総りん
濃度が1リットル当たり1ミリグラム以下の機能を有するものをいう。

エ BOD除去能力を有する高度処理型の浄化槽又は変則浄化槽 BOD除去能
力97パーセント以上、放流水のBOD1リットル当たり5ミリグラム（日
間平均値）以下の能力を有するものをいう。

（4） 専用住宅 居住を目的とした住宅（延べ床面積の2分の1以上を居住
の用に供する兼用住宅を含む。）をいう。

（補助対象区域）

第3条 補助対象となる区域は、下水道法（昭和33年法律第79号）第4条
第1項に規定する認可区域以外の区域とする。

2 下水道法第4条第1項に規定する認可区域であって、次の各号のいずれか
に該当するものは、前項の規定にかかわらず補助対象区域とする。

（1） 河川法（昭和39年法律第167号）に規定する河川区域であって、
河川管理者の許可が得られない区域

（2） 私道の使用の承諾が得られない区域

（3） 低地等の地理的条件又は他の事業との関連により、下水道（下水道法
第2条第3号に規定する公共下水道をいう。次号において同じ。）の整備
が困難な区域

（4） 下水道の整備において費用対効果が見込まれない区域

（5） 下水道の整備が当面見込まれない区域

（補助対象施設）

第4条 補助対象となる施設は、前条で定める地域内において専用住宅に設置
する処理対象人員50人以下の浄化槽及び変則浄化槽（以下「浄化槽等」と
いう。）であり、この事業における国庫補助指針（平成4年10月30日付
け衛浄第34号厚生省室長通知）に適合するものとする。ただし、当分の間、
同指針の適用については、処理対象人員が10人以下の浄化槽等に限るもの

とする。

（補助金の交付）

第5条 市長は、自らが居住する専用住宅に補助対象施設を設置しようとする者に対し、予算の範囲内で補助金を交付する。

2 前項の規定にかかわらず、次の各号のいずれかに該当する者に対しては、補助金を交付しない。

- （1） 法第5条第1項に基づく設置の届出の審査又は建築基準法第6条第1項に基づく確認を受けずに浄化槽等を設置する者
- （2） 専用住宅を借りている者で、賃貸人の承諾が得られないもの
- （3） 市長が定める期間内に浄化槽等を設置することができない者
- （4） 浄化槽等を設置することが汚水処理未普及解消につながらないと市長が認める者（災害に伴い必要となった専用住宅の建て替えに伴う浄化槽等の設置をしようとする者を除く。）

（補助金の額）

第6条 補助金の額は、浄化槽等の設置に要する費用に相当する額の範囲内とし、別表に定める額を限度とする。

（補助金交付申請）

第7条 補助金の交付を受けようとする者は、あらかじめ補助金交付申請書（様式第1号）に、次に掲げる書類を添付して市長に提出しなければならない。

- （1） 浄化槽設置届出書の写し又は建築確認通知書の写し
- （2） 設置場所の位置図、配置図、配管図等
- （3） 専用住宅を借りている者は、賃貸人の承諾書
- （4） 浄化槽工事業者との工事請負契約書及び工事見積書の写し
- （5） 市税の納税証明書
- （6） 前各号に掲げるもののほか、市長が必要と認める書類

（交付の決定及び通知）

第8条 市長は、前条の補助金交付申請書の提出があったときは、速やかにそ

の内容を審査して補助金の交付の可否を決定するものとする。

- 2 市長は、前項の規定により、補助金を交付すると決定した者に対しては補助金交付決定通知書（様式第2号）により、交付しないと決定した者に対しては補助金不交付通知書（様式第3号）によりそれぞれ通知するものとする。

（変更承認申請書等）

第9条 前条第2項の規定により補助金交付決定の通知を受けた者（以下「補助対象者」という。）が補助金申請書の内容を変更するとき、又は補助事業を中止し、若しくは廃止しようとするときは、変更承認申請書（様式第4号）を市長に提出し、その承認を受けなければならない。

- 2 補助対象者は、補助事業が予定の期間内に完了しないとき、又は補助事業の遂行が困難となったときは、速やかに市長に報告してその指示を受けなければならない。

（実績報告）

第10条 補助対象者は、補助金に係る事業が完了した日から起算して30日以内又は当該事業が完了した日の属する年度の3月5日（その日が光市の休日に関する条例（平成16年光市条例第2号）第1条第1項に規定する休日に当たるときは、その日後においてその日に最も近い休日でない日）のいずれか早い日までに実績報告書（様式第5号）に次の書類を添えて市長に提出しなければならない。

（1） 浄化槽等の設置工事が完了した旨を証する書類（着工前、工事の各工程及び完了後の一連の写真）

（2） 浄化槽保守点検業者及び浄化槽清掃業者との業務委託契約書の写し

（補助対象者が自ら当該浄化槽等の保守点検又は清掃を行う場合にあつては、自ら行うことができることを証明する書類）

（3） 浄化槽法定検査依頼書の写し

（4） 前3号に掲げるもののほか、市長が必要と認める書類

（交付額の確定）

第 11 条 市長は、前条の規定により提出された実績報告書を審査し、補助事業の成果が補助金の交付の決定の内容及びこれに付した条件に適合すると認めるときは、補助金の交付額を確定し、補助金交付額確定通知書（様式第 6 号）により速やかに補助対象者に通知するものとする。

（補助金の請求）

第 12 条 市長は、前条の規定による補助金の交付額の確定後、補助金交付請求書（様式第 7 号）による補助対象者の請求に基づき、補助金を交付する。

（補助金交付の取消し）

第 13 条 市長は、補助対象者が次の各号のいずれかに該当するときは、補助金の全部又は一部を取り消すことができる。

（1） 不正な手段により補助金を受けたとき。

（2） 補助金を他の用途に使用したとき。

（3） 補助金交付の条件に違反したとき。

（補助金の返還）

第 14 条 市長は、前条の規定により補助金の交付を取り消した場合において、当該取消しに係る部分に関し既に当該補助金を交付しているときは、補助金の返還を命ずることができる。

（施工の確認）

第 15 条 市長は、補助事業を適正に執行するため、浄化槽等の設置工事の状況を施工の現場において確認するものとする。

（その他）

第 16 条 この告示に定めるもののほか、この補助金の交付に必要な事項は、別に定める。

附 則

（施行期日）

1 この告示は、平成 16 年 10 月 4 日から施行する。

（経過措置）

2 この告示の施行の日の前日までに、合併前の光市浄化槽設置整備事業補助金交付要綱（平成16年光市告示第9号）又は大和町合併処理浄化槽設置整備事業補助金交付要綱（平成2年大和町要綱第1号）の規定によりなされた処分、手続その他の行為は、それぞれこの告示の相当規定によりなされたものとみなす。

附 則（平成18年告示第93号）

この告示は、平成18年5月2日から施行し、平成18年4月1日から適用する。

附 則（平成19年告示第53号）

この告示は、平成19年4月1日から施行する。

附 則（平成24年告示第77号）

この告示は、平成24年4月1日から施行する。

附 則（令和3年告示第100号）

この告示は、令和3年5月1日から施行し、同日以後の申請から適用する。

附 則（令和5年告示第1号）

この告示は、令和5年4月1日から施行する。

附 則（令和7年告示第58号）

この告示は、令和7年4月1日から施行する。

別表（第6条関係）

区分	人槽	限度額（円）
・浄化槽	5人槽	3 3 2, 0 0 0
	6～7人槽	4 1 4, 0 0 0
	8～10人槽	5 4 8, 0 0 0
・窒素又はりん除去能力を有する高度処理型の浄化槽	5人槽	3 6 0, 0 0 0
	6～7人槽	4 6 2, 0 0 0
	8～10人槽	5 8 5, 0 0 0
・窒素又はりん除去能力を有する高度処理型の変則浄化槽	5人槽	4 7 4, 0 0 0
	6～7人槽	5 7 0, 0 0 0
	8～10人槽	7 2 3, 0 0 0
・高度窒素除去能力を有する高度処理型の浄化槽	5人槽	5 2 8, 0 0 0
	6～7人槽	6 9 3, 0 0 0
	8～10人槽	9 6 3, 0 0 0
・高度窒素除去能力を有する高度処理型の変則浄化槽	5人槽	4 8 9, 0 0 0
	6～7人槽	6 5 4, 0 0 0
	8～10人槽	9 0 3, 0 0 0

様式第1号(第7条関係)

年 月 日

光市長 様

申請者 住 所
氏 名
電 話 — —

補 助 金 交 付 申 請 書

年度において、浄化槽(変則浄化槽を含む。)を設置したいので、光市浄化槽設置整備事業補助金交付要綱第7条の規定により、下記のとおり補助金の交付を申請します。

1 設 置 場 所		
2 補 助 対 象 施 設	1 浄化槽	2 変則浄化槽
3 補助金交付申請額	金	円
4 住 宅 所 有 者	(1) 本人 (2) 共有(人) (3) その他()	
5 浄 化 槽 の 種 類	名称 (認定番号)	
	浄化槽 高度処理型浄化槽(窒素又は磷・BOD)	
	処理対象人員 及 び 根 拠	人槽 (住宅延面積 m ²)
6 処 理 能 力	ア 日平均汚水量	m ³ /d
	イ 生物化学的酸素要求量の除去率	%
	ウ 放流水の生物化学的酸素要求量	mg/l
7 着 工 予 定 年 月 日	年 月 日	
8 事業完了予定年月日	年 月 日	

(備考)2の欄は、該当する項目の番号に○をする。

(添付書類)

- 1 浄化槽設置届出書の写し又は建築確認書の写し
- 2 設置場所の位置図、配置図、配管図等
- 3 工事請負契約書及び工事見積書の写し
- 4 その他関係書類

補助金交付決定通知書

年 月 日付けで申請のあった浄化槽設置整備事業補助金については、下記により交付します。

年 月 日

光市長 印

記

1 交付金額 金 円

2 交付条件等

(1) 期限

補助対象者は、年 月 日までに補助事業を完了しなければならない。

(2) 承認事項等

ア 補助対象者は、次の各号のいずれかに該当する場合は、あらかじめ市長の承認を受けなければならない。

(ア) 補助事業の内容を変更しようとするとき。

(イ) 補助事業を中止し、又は廃止しようとするとき。

イ 補助対象者は、補助事業が予定の期間内に完了しない場合又は補助事業の遂行が困難となった場合においては、その理由その他必要な事項を市長に報告し、その指示を受けなければならない。

(3) 状況報告

補助対象者は、補助事業の遂行の状況に関し市長から報告の要求があったときには、直ちに応じなければならない。

(4) 実績報告

補助対象者は、補助金に係る事業が完了した日から起算して30日以内又は当該年度末日のいずれか早い日までに実績報告を提出しなければならない。

(5) 補助金の確定等

市長は、実績報告書を審査し、補助事業の成果が補助金の交付の決定の内容及び

これに付した条件に適合すると認めたときは、交付する補助金の額を確定し、通知する。

(6) 補助金の交付等

補助金は、補助対象者の請求に基づき、前項の規定により確定した額を交付する。

様式第3号(第8条関係)

指令光 第 号

補助金不交付決定通知書

月 日付で申請のあった浄化槽設置整備事業補助金については、下記の理由により不交付とします。

年 月 日

光市長 印

記

(理由)

様式第4号(第9条関係)

年 月 日

光市長 様

補助対象者

住 所

氏 名

電 話 — —

変 更 承 認 申 請 書

年 月 日付け第 号で補助金交付決定を受けた浄化槽設置整備
補助金について、申請内容を下記のとおり変更したいので、承認願います。

記

- 1 補助金申請内容の変更
- 2 補助事業の中止
- 3 補助事業の廃止

(理由)

様式第5号(第10条関係)

年 月 日

光市長 様

補助対象者

住 所

氏 名

電 話 — —

実 績 報 告 書

令和 年 月 日付け指令光環政第 号で交付決定の通知を受けた浄化槽設置整備事業が完了したので、下記のとおり報告します。

記

1 補助金交付決定額 金 円

2 事業完了年月日 年 月 日

(添付書類)

- 1 着工前、工事の各工程及び完了後の一連の写真
- 2 浄化槽保守点検業者及び浄化槽清掃業者との業務委託契約書の写し
- 3 浄化槽法定検査依頼書の写し

様式第6号(第11条関係)

第 号
年 月 日

様

光市長



補助金交付額確定通知書

年 月 日付けで報告のあった浄化槽設置整備事業補助金については、下記のとおりその額を確定したので通知します。

記

補助金交付確定額 金 円

様式第7号(第12条関係)

補 助 金 交 付 請 求 書

請求金額 金 円

令和 年 月 日付け光環政第 号で額の確定のあった浄化槽設置整備
事業補助金を、上記のとおり請求します。

年 月 日

光市長 様

補助対象者

住 所

氏 名

電 話 — —

補助金振込口座記入用紙

金 融 機 関 名							
支 店 名							
金 融 機 関 番 号							
支 店 番 号							
口 座 の 種 類	普通 ・ 当座						
口 座 番 号							
フ リ ガ ナ							
口 座 名 義 人							

浄化槽設置整備工事請負契約書

第1条 発注者_____（以下「甲」という。）及び浄化槽工事業者_____（以下「乙」という。）は、光市浄化槽設置整備事業補助金の交付を受けて甲が行う浄化槽の設置の工事請負契約を次条以下の内容で締結した。

第2条 この契約は、次に掲げる工事に適用する。

- (1) 工事の場所 光市
- (2) 工事の期間 令和 年 月 日 ～ 令和 年 月 日
- (3) 設置する浄化槽 浄化槽法（昭和58年法律第43号。以下「法」という。）第4条第1項の規定による構造に適合し、かつ生物化学的酸素要求量（以下「BOD」という。）除去率90%以上、放流水のBODが20mg/ℓ（日間平均値）以下の機能を有するところの別添する図面及び仕様書にかかる浄化槽
- (4) 工事の請負代金及び支払い方法
- | | | |
|------|--------|-----------|
| 金 額 | 金 | 円 也 |
| 支払方法 | 1. 現 金 | 2. その他（ ） |

第3条 乙は、この契約と添付図面及び仕様書に基づき、前条の期間内に工事を完成して契約の目的物を甲に引き渡すものとし、甲は、引き渡しと引き替えにその請負代金全額の支払いを完了する。

第4条 乙は、この契約に係る工事を、法第29条第3項に従い浄化槽設備士_____に実地に監督させ、又は自ら浄化槽設備士の資格を有して、工事を実地に監督しなければならない。

第5条 甲及び乙は、この契約によって生じる権利又は義務を第三者に譲渡又は継承させてはならない。ただし、相手方の承諾を得た場合はこの限りではない。

第6条 乙は、この契約について、工事の全部又は大部分を一括して第三者に委託し、又は請け負わせてはならない。ただし、あらかじめ甲の書面による承諾を得た場合は、この限りではない。

第7条 乙は、法第4条第3項の規定による浄化槽工事の技術上の基準、山口県の定めた「浄化槽の設置等に関する指導要綱」に従って工事を行わなければならない。

第8条 甲は、やむを得ない場合には、工事内容を変更し、又は工事着手を延期し、若しくは、工事を一時中止することを求めることができる。この場合において、請負代金又は工期を変更する必要があるときは、甲乙協議して定めるものとする。

2 前項による変更、延期又は中止による損害は、乙の責めに帰する場合を除き、甲が負担する。

第9条 乙は、乙の責めに帰することができない事由により工期内に工事を完成することができないときは、甲に対して、遅滞なく、その事由を明示して工期の延長を求めることができる。その場合、その延長日数は甲乙協議して定める。

第10条 工事の完成引き渡しまでに工事目的物その他工事施工について生じた損害は、乙の負担とする。ただし、その損害のうち甲の責めに帰すべき事由により生じたものは、甲の負担とする。

第11条 乙は、工事のため第三者に損害を及ぼしたときは、その賠償の責めを負う。ただし、甲の責めに帰すべき事由による場合は、甲がその責めを負うものとする。

第12条 乙は、光市浄化槽設置整備事業補助金交付要綱に基づき所定の期間内に所定の書類及び写真を甲に提出しなければならない。

第13条 甲は、工事が本契約の規定又は第7条に定める基準に適合しないと認めるときは、乙に対し、相当の期限を定めてその瑕疵の補修を請求することができる。

2 甲は、法第7条の規定により、水質に関する検査を受け、その結果、浄化槽の工事について改善の指摘を受けた場合は、乙に対し、相当の期限を定めてその瑕疵の修補を請求し、又は修補に代わる損害賠償を請求することができる。

3 前項の定める請求は、浄化槽の工事についての改善の指摘が甲の責めに帰すべき事由に基づくものである場合には、することができない。

第14条 瑕疵の修補又は損害賠償請求権の行使は、引き渡し後5年以内に行わなければならない。

第15条 次の各号の一に該当するときは、甲又は乙は催告その他何等の手続きを要せずこの契約を解約することができる。

(1) 浄化槽の設置等届出その他の必要な手続きが受理されず、又は認められないとき。

(2) 工事用地につき、工事施工が著しく困難と判断される瑕疵が発見されたとき。

2 前項により、この契約が解除された場合、乙はこの契約の履行のために乙において要した費用及び乙において甲のために既に支出した立替金を甲に請求することができる。

第16条 甲は、乙が工事を完成するまでは、乙の損害を賠償して、この契約を解除することができる。

2 甲は、乙の契約違反によりこの契約の目的を達成することができなくなったと認めるときは、催告その他何等の手段を要せず、この契約を解除することができる。この場合は、甲は甲の被った損害の賠償を乙に請求することができる。

第17条 次の各号の一に該当するときは、乙は催告その他何等の手続きを要せず、この契約を解除することができる。

(1) 第8条に基づき、工事が一時中止され、又は甲の責めに帰すべき事由により着工期日が延期された場合に、工事の一時中止又は着工期日の延期の状態が10日以上継続したとき。

(2) 甲が請負代金を所定の期日に支払わなかった時又は請負代金の支払い能力を欠くことが明らかになったとき。

(3) 甲がこの契約に違反し、その結果、この契約を履行できなくなったと乙が認めるとき。

2 前項によってこの契約が解除された場合は、甲は乙の損害を賠償するものとする。

第18条 乙の責めに帰すべき事由により、標記引渡期日（工期が変更された場合は、変更後の工期に基づいて定められる引渡期日）までに工事の目的物を引き渡すことができない場合は、甲は遅滞日数1日につき請負代金総額の100分の1の違約金を請求することができる。

2 甲がこの契約に基づいて、乙に支払うべき金員を所定の期日までに支払わないときは、甲は当該金員につき、支払期日の翌日から支払い完了の日まで日歩_____銭の割合による遅滞損害金を乙に支払うものとする。

第19条 この契約に定めのない事項については、必要に応じて、甲乙協議の上、定めることとする。

以上、契約の証として、本書2通を作成し、当事者記名捺印の上、各自1通を保有する。

令和 年 月 日

甲 (注文者) 住 所

氏 名

㊞

乙 (請負者) 住 所

氏 名

㊞

[浄化槽工事業者登録番号 :

]

(又は届出番号)

誓 約 書

令和 年 月 日

光市長 芳 岡 統 様

申請者 住 所
氏 名
電 話

このたび、浄化槽の設置に係る補助金申請にあたり、下記事項を遵守し、適正に浄化槽の維持管理を行うことを誓約いたします。

なお、万が一違反した場合、貴市へ当該補助金を返還することに異義はありません。

記

- 1 浄化槽法（昭和58年5月18日法律第43号）第7条の設置後の水質検査を必ず受検します。
- 2 浄化槽法第10条により義務付けられている浄化槽の保守点検及び清掃を必ず実施します。
- 3 浄化槽法第11条の定期検査を必ず受検します。
- 4 公共下水道に接続可能な区域に指定された際には、すみやかに浄化槽を廃止し、公共下水道を使用します。
- 5 その他、浄化槽の機能や維持管理に悪影響を及ぼす様な不適切な行為は行いません。

申 立 書

令和 年 月 日

光市長 芳 岡 統 様

申請者
住 所
氏 名

このたび、私が浄化槽設置する下記家屋について、自己の住宅の用に供するものに相違ありません。

記

- 1 家屋建築場所 光市
- 2 入居予定年月日 令和 年 月 頃
- 3 入居（予定）者

なお、転居後は世帯全員の住民票（原本）を提出することに同意します。

チェックリスト

申請者名

設置場所

検 査 項 目	チェックポイント	欄
1. 流入管きょ及び放流管きょ勾配	汚物や汚水の停滞はないか。	
2. 放流先の状況	放流口と放流水路の水位差が適切に保たれ逆流のおそれはないか。	
3. 誤接合等の有無	生活排水が全て接続されているか。	
	雨水や工場排水等が流入していないか。	
4. 升の位置及び種類	起点、屈曲点、合流点及び一定間隔ごとに適切な升が設置されているか。	
5. 流入管きょ、放流管きょ及び空気配管の変形、破損のおそれ	管の露出等により変形、破損のおそれはないか。	
6. 嵩上げの状況	バルブの操作などの維持管理を容易に行うことができるか。	
7. 浄化槽本体の上部及びその周辺の状況	保守点検、清掃を行いにくい場所に設置されていないか。	
8. 漏水の有無	漏水が生じていないか。	
9. 浄化槽本体の水平の状況	水平に保たれているか。	
10. 接触材等の変形、破損、固定の状況	嫌気ろ床槽のろ材及び接触ばっ気槽の接触材に変形や破損はないか。	
	しっかり固定されているか。	
11. ばっ気装置、逆洗装置及び汚泥移送装置の変形、破損、固定及び稼働の状況	各装置に変形や破損はないか。	
	しっかり固定されているか。	
	空気の出方や水流に片寄りはないか。	
12. 消毒設備の変形、破損、固定の状況	消毒設備に変形や破損はないか。	
	しっかり固定されているか。	
	薬剤筒は傾いていないか。	

※ チェックは「○」で表示ください。

検 査 項 目	チェックポイント	欄
13. 基礎コンクリートの適正な配筋状況	かぶり厚が確保できる施工がなされているか	
14. 基礎コンクリートの適正な養生	コンクリート打設後、養生期間を置くことなく浄化槽を設置していないか。	
15. 適正な埋戻し材の使用状況	砂を使用して掘削土質の状況を見極めた転圧を行っているか(ダストは不可)	
16. 支柱工事の必要性の有無	不特定の車輛が乗り入れ可能な場所に浄化槽が設置されていないか	
17. 上部コンクリートの適正な配筋状況	開口部に補強筋が施されているか。 鉄筋が地山の肩に掛っているか	
18. 上部コンクリートの天端高さ	地盤面より3cm程度高くなっているか	
19. 特殊な荷重がかかる場合	浄化槽を建物等から十分に離して設置しているか	
20. ポンプ設備(流入ポンプ及び放流ポンプ)の設置、稼動状況	ポンプ升に変形や破損はないか。	
	ポンプ升に漏水のおそれはないか。	
	ポンプが2台以上設置されているか。	
	設計どおりの能力のポンプが設置されているか。	
	ポンプの固定が十分行われているか。	
	ポンプの取り外しが可能か。	
	ポンプの位置や配管がレベルスイッチの稼動を妨げるおそれはないか。	

※ チェックは「○」で表示ください。

検 査 項 目	チ ェ ッ ク ポ イ ン ト	欄
21. ブロアーの設置、稼動状況	防振対策がなされているか。	
	固定が十分行われているか。	
	アース線は接続されているか。	
	漏電のおそれはないか。	

※ チェックは「○」で表示ください。

上記のとおり確認したことを証します。

令和 年 月 日

担当浄化槽設備士氏名

(浄化槽整備士免状の交付番号 第 号)

完了 検 査

令和 年 月 日

光市 環境市民部 環境政策課

備考欄